

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置の判定基準の改定について

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」の改訂に伴い、下記の通り変更しましたのでお知らせします。今までと同様に臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。校長の判断により措置を行う場合は、teturu 配信、ホームページでお知らせします。

～改定の内容～

滋賀県に熱中症**特別**警戒アラートが発表された場合における翌日の対応

① 非常変災における市立小中学校臨時休業

② 市立中学校での部活動停止(土日祝日・夏季休業中) ※大会や県外遠征等については、その地域の状況や主催者側の判断をもとに教育委員会と学校が検討します。

※ **V 熱中症** の項目をご覧ください。

※ **熱中症特別警戒情報(アラート)**とは・・・過去に例のない広域的な危険な暑さが想定され、熱中症による人への健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合に発表されます。(午後2時頃翌日の情報が発表)

I 気象(暴風を含む警報、特別警報)

- 1 当日の午前7時の時点で、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されている場合、その日は臨時休業とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に確実に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されるおそれがある場合は、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されていない状態でも、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断により、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
 - 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 土砂災害警戒情報が発表されている。
 - 避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている。
 - 生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関が運転を見合わせている。
 - その他、大雨や大雪等の影響により、生徒の安全確保が難しい場合。

Ⅱ 地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間(前日が土日祝日の場合は、該当の時刻)の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

Ⅲ 武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間(前日が土日祝日の場合は、該当の時刻)に大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

Ⅳ 登下校中の非常変災・危機等発生時

- 1 登下校中にいずれかの事態が生じた場合は、生徒はまず身の安全を確保し、状況に応じて公園・学校等の避難場所あるいは自宅に避難することにします。
- 2 登校後に、Ⅰの3、Ⅱ、Ⅲのいずれかの事態が生じた場合は、終業時刻を繰り上げて下校する等、状況に応じて対応します。

Ⅴ 熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が発表された場合、その翌日は臨時休業とする。また、翌日の中学校での部活動も停止とする。(土日祝日、夏季休業中)
- 2 学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン(部活動における熱中症対策含む)」によるものとする。

※ 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ 指数計による実測値で判断するものとする

Ⅵ その他

- 1 土日や祝日の部活動や体験入学等も、同様に対応をする。
- 2 自宅が留守で鍵がかかっていて家に入れないなどの状況で困らないよう、非常の場合はどうするのかということをご家庭で確認をお願いします。